

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (32)

小早川義則

Bullington v. Missouri, 451 U.S. 430 (1981)
 ——有罪判決破棄後の無期終身刑から死刑への変更は第5修正の禁止する二重の危険に相当する。

【事実の概要】 ミズーリ州法は、死刑を科せられうる重罪謀殺罪（ ）で有罪とされた被告人に対し、（ ）死刑、または（ ）50年間仮釈放（ ）の可能性のない終身拘禁刑のみを規定している。なお、ミズーリ州において明らかにされている謀殺罪の定義は次のとおりである、すなわち不法に、故意に、かつ計画的に（ ）

他人を殺害し、または人の死を惹起したものは死刑を科せられうる謀殺（ ）罪で有罪とする。 565 001 (1978) (432)

ミズーリ州は、1972年のファーマン判決（ 408 238）以降に制定された多くの死刑立法と同様に、量刑判断者の裁量を指導する若干の重要な基準を有し、有罪とされた被告人に対する手続的保護装置（ ）

）を設けており、第565 006条は死刑が科せられうる謀殺罪で陪審によって有罪とされた被告人に対し公判裁判所は別個の量刑前手続き（ ）を行うことを定めている。この審問手続き（ ）は被告人を有罪と認定した同一の陪審の面前で行われ、かつ“刑の情状酌量（ ）、減輕、加重（判断）においてさらなる証拠が提示されなければならない。“訴追側が公判前に加重事由として被告人に開示していた（ ）そのような証拠だけが許容される。”陪審は、制定法によって特定された10個の加重事由または7個の減輕事由のどれかが存在することを証拠が示しているか、法によって認められたそれ以外の減輕または加重事由が存在するか、現に存在するとされた加重事由は死刑を科すのに十分であるか、そして存在する減輕事由は加重事由を上まわっている（ ）かどうかを判断しなければならない。 565 012 1. 死刑を科す陪審は、陪審が合理的疑いを越えていると認定する加重事由を書面で明示（ ）

）しなければならない。陪審はまた、陪審が存在すると認定する加重事由は死刑を科すことを十分に担保していることを合理的な疑いを越えて確信しなければならない。ミズーリ州の陪審は、たとえ十分な加重事由が存在しかつそれらは減輕事由を上まわっていると判断したとしても死刑を科すことを強制されない（ ）

）と説示される。死刑を科す陪審の判断は全員一致（ ）でなければならない。もし陪審が死刑に同意できなければ、それに代えて上述のように被告人は終身拘禁刑を言い渡されることになる。（ 432 435 ）

本件申立人（ ）は1977年12月に、ミズーリ州セントルイス郡において死刑を科せられうる謀殺罪および若い女性を誘拐しその後溺死させたその他の犯罪で訴追され

た。なお、申立人はまた、誘拐（ ）、武器を用いた犯罪による行動、押し込み（ ）、および危険な武器の振り回し（ ）等の州犯罪でも訴追された。

セントルイス郡巡回区裁判所は、ミズーリ州西部地区にあるジャクソン郡への裁判地の変更を求める の公判前の申立てを認めた。訴追側は弁護側に文書で、もし陪審が被告人を死刑が科せられうる謀殺罪で有罪と認定すれば死刑を求めることを通知していた。この文書による通知によって訴追側は、制定法によって明示されている2つの加重事由、すなわち当該犯罪は重大な攻撃で刑事上の有罪判決を受けている人間によって犯された、かつ当該犯罪は極めて残虐非道で拷問または精神の“墮落（ ）”を伴っているという証拠を提出すると述べていた。

申立人（ ）の裁判の有罪・無罪の局面（ ）において陪審は、死刑が科せられうる謀殺罪で有罪の評決をした。公判裁判所はその翌日、制定法によって要求されている量刑前審理手続き（ ）に進んだ。訴追側によって提出された証拠は受理された。弁護側によって何も提出されなかった。検察官（ ）による弁論後、裁判官からの説示、そして評議後に陪審は、 の量刑を死刑ではなく50年間仮釈放の可能性のない終身拘禁刑とする評決を下した。

そこで申立人は種々の理由に基づき、無罪釈放（ ）または新公判の評決を申し立てた。この申立てが係属中に

439 357（1979）が言い渡された。同事件で合衆国最高裁は、陪審員の任務からの自動的除外を女性に認めるミズーリ州憲法および制定法の規定はコミュニティの公正な横断面（ ）から陪審を選出される被告人の第6修正および第14修正の権利を被告人から奪うものであると判示した。これを受けて公判裁判所は、 の無罪釈放の申立てを退けたが、

判決に基づいて新公判の申立てを認めた。

その後間もなく訴追側は、正式の“加重証拠の通知書”を作成し、再び死刑を求める意向を示した。この通知書は最初の公判で訴追側が立

証したのと同じ加重事由を明らかにし、かつ以前に被告側に開示された証拠を提出する予定であると主張していた。これに対し弁護側は、第14修正を介して州に適用できる第5修正の二重の危険条項、【2】ベントン判決（

395 784 794（1969））は、最初の陪審が死刑を科すことに同意しなかったとき死刑を科すことを禁止していると主張して通知書の排除を申し立てた。

公判裁判所は、この申立てを認め州が死刑を求めることは許されないであろうと告げた。訴追側は、裁判所がこの趣旨の命令を下す前に、ミズーリ州西部地区控訴裁判所に禁止命令状（ ）の発付を求めた。同控訴審は、一時的“停止命令（ ）”を認めた後で、意見を付さずに訴追側の要求を否定して停止命令を解除した。しかし、ミズーリ州最高裁は、訴追側の同裁判所への本件の移送申立てを容れ、予備的（ ）禁止命令状を発した。同裁判所は、全裁判官関与（ ）の下で、見解は分かれたが、訴追側の見解を維持し、同命令状を絶対的（ ）とした。二重の危険条項も、第8修正も、デュー・プロセス条項も、本件申立人に新公判で死刑を科すことを禁止していないと判示した、そしてたとえ死刑の求刑を訴追側に認めたとしても被告人の最初の公判で犯された憲法違反に対し救済を求める被告人の努力を不当にくじく（ ）ことにはならないと判示したのである。（ 435 437）

これに対し合衆国最高裁は、死刑の執行に関し申立人によって提示された重要な争点を検討するために上告受理の申立てを容れ、5対4で原判決を破棄し差し戻した。なお、法廷意見の執筆はブラックマン裁判官（ブレナン、スチュアート、マーシャルおよびスティヴンズの各裁判官同調）である。

【法廷意見】 原判決破棄。

251 15（1919）は、第1級謀殺罪で有罪とされ終身刑を言い渡されその後に法務次官（ ）による自白許容の過誤

() の申立てに基づいて被告人の有罪判決が破棄されて新公判を獲得した被告人に関するものであった。当裁判所は同事件において全員一致の判決で、被告人 が新公判で再び有罪とされたとき死刑を科すことを第5修正の二重の危険条項は禁止していないと判示した。

本件での争点は、訴追側が死刑が科せられる前に合理的疑いを越えた若干の要素を立証する責任を有する2段階手続きの第2段階 () で陪審の量刑判断がなされる制度の下でも 判決の理由付けが適用されるかどうかである。(431 432)

(1) 二重の危険条項は起訴された犯罪で無罪釈放された () 被告人の再公判を禁止していることは十分に確立している。

449 117 129 130
(1980) ; 437 1 16
(1978) ; 【1】グリーン判決 (

355 184) 等。当裁判所は、しかし、この原理を量刑段階に拡大する試みに抵抗 () してきた。特定の量刑を科すのは、通常、科すことのできたより重い量刑の無罪釈放 () として見なされていない。それ故、当裁判所は一般に、被告人が当初の有罪判決破棄に成功した後での再公判でより厳しい刑罰を科すことを二重の危険条項は絶対的に禁止するものではないと結論してきた。【3】ピアス判決 (

395 711 (1969)) を見よ。

彼の最初の公判で申立人 に終身拘禁刑が科せられるに至った手続きは、しかし、二重の危険条項は量刑に適用できないと判示した当裁判所の判例で採用された手続きとは大いに異なっている () 。本件での陪審は、制定法によって認められた広範な範囲から相当な刑罰を選択するという無制約の裁量を与えられていなかった。それどころか、別個の手続きが必要とされたのである、そして陪審は2つの選択肢の1つを選択することを求められた際にその選択の指針となる基準を提示され

た。訴追側も相当な刑罰であると考えた量刑を勧告したにすぎなかったのではない。訴追側は、2つの評決の中のより厳しい評決を獲得する際に若干の事実について合理的疑いを越えて立証する責任を負っていた。「この量刑前手続きは、すべての点において、有罪・無罪の争点に関しその直前に行われた公判と類似しており、実際そうであった。」それ自体、ミズーリ州制定法によって極めて正確に定義されていた量刑の争点に関する裁判であったのである。

これとは対照的に、当裁判所の従前の判決で検討された量刑手続きには有罪・無罪に関する公判という特徴 () がなかった。ピアス、 および の各判決では、特定の量刑を正当化するのに必要とされる付加的事実を——合理的疑いを越えて——立証することを訴追側が要求される別個の量刑手続きはなかった。さらにこれらの各判決のいずれにおいて量刑判断者の裁量は本質的に無制約だった。

判決で陪審の裁量を導くために制定法化された基準はなかった。【3】ピアス判決では、裁判官は彼を導くために課せられた明示の基準がない広汎な刑罰の範囲から刑を選択した。そして 判決では陪審に与えられた裁量は極めて広範囲だった。ジョージア州において強盗で有罪とされた被告人には死刑、終身拘禁刑、または4年から20年までの刑期を言い渡すことができた。制定法には陪審の裁量の行使の指針となる基準はなかったのである。

従前の判例の中で唯一 判決において当裁判所は、訴追側が追加的事実の立証を必要とされる別個の2段階量刑手続き (

) を検討した。同判決で検討された連邦法である1970年の組織的犯罪規制法の特に危険な犯罪 (

) の規定 (18 3575および3576) は別個の量刑前審理 (

) を必要とする。裁判所が加重量刑を科すためには、被告人は同法で定義された“特に危険な犯罪者”であるという追加的事実を訴追側は立証しなければならない、しかし、本件を支配するミズーリ州法の手続きと 判決に

において合憲と認められた手続きには大きな重大な相違 (highly pertinent differences) がある。DiFrancesco判決で争点とされた連邦手続きは、事実に関する訴追側の見解に関して第2回目の事実認定者を納得させる機会を訴追側に与える新たな手続き (*a de novo*) でなく“量刑裁判所の記録に基づいて”量刑に関する上級審での量刑の再検討を含んでいる。さらに第3575条の下で連邦裁判官に提示された選択は、本件申立人の公判で州の陪審が直面していたそれとは大いに異なる。本件でミズーリ州の陪審に与えられたのは死刑か無期拘禁刑かの2つの選択だけであった、そして州法の下でその選択権が与えられたのである。他方、もし連邦政府が重罪で有罪とされた者はとくに危険な犯罪者であることを立証すれば、裁判官は同人に“20年未満でそのような重罪に対し法によって別途是認されている最高刑と不均衡でない相当な刑”を言い渡すことができる。最後に、制定法は訴追側に被告人はとくに危険な犯罪者であるという追加的事実の立証を要求しているけれども、証拠の優越 (preponderance of the evidence) によってのみそれを立証することで足りる。この基準はミズーリ州の合理的な疑いの立証とはきわめて対照的である、有罪・無罪の争点に関して同一の基準が公判で用いられることが必要とされている。州によるこの基準の使用は、一般に刑事事件でいわれているように“被告人の利益は非常に重要であるので……それらは可能な限り、誤った判断の可能性を排除することを意図した立証の基準によって保護されてきた。われわれの社会はほぼすべての誤りの危険をそれ自身に科している”のである。Addington v. Texas, 441 U.S. 418, 423-424 (1975) .

(2) このような手続き上の相違はこれら判例の根底にある理由付けを検討すると重要となる。訴追側は本件において主として【3】ピアス判決に依拠する。同事件での当裁判所の出発点は、自己の有罪判決の破棄に成功した被告人を再度公判に付する (retrying) ことを二重の危険は禁止していないという確立していたルー

ルであった。このルールは最初の有罪判決は無効とされて“石板はきれいに消し去られた (the slate wiped clean)”という前提に依拠すると当裁判所は述べた。395 U.S., at 721. それ故、もし被告人が再び有罪とされたのであれば、彼がすでに服役した期間が考慮 (credit) されるという制約に服する限り、彼がどのような刑罰にさらされてもそれは憲法上有効であるというのである。

ピアス判決で是認されたルールには、しかし、重大な例外がある。もし被告人が当該証拠は彼を有罪とするのに十分でないとの理由で彼の有罪判決の破棄を獲得するのであれば、彼は再び審理されることはない。Burks v. United States, 437 U.S. 1 (1978). この例外の理由は本件に直接関連する、すなわち、

“公判の過誤を理由とする (for trial error) 破棄は、証拠不十分によるものとは異なり、訴追側はその主張立証 (its cases) に失敗したという趣旨の判断に相当しない。そうであるから、それは被告人の有罪・無罪に関して何の意味もない (implies nothing) ……”

“被告人の有罪判決が公判での立証の欠如を理由に有罪が破棄されたときには同じことをいうことはできない、この場合には訴追側は不利益 (prejudice) を申し立てることはできない、訴追側はいかなる証拠であれ収集しうる証拠を提出する公正な機会が一度は与えられていたからである。……われわれは陪審の無罪釈放 (acquittal) の判決に当然——たとえその判断がどのような誤りであるにせよ——絶対的な終局性 (absolute finality) を付与するので、再審理において、陪審が有罪の評決を正当に下すことができなかったということが法律問題として判断されたとき、被告人の再審理に社会はより大きな何らかの利益を有することを認めるのは難しい。” (Id. at 15-16.)

Burks判決における判断は【1】グリーン判決において予知 (foreshadowed) されていた。同事件において、被告人は第1級謀殺罪で起訴さ

れていた、そして公判裁判所は陪審に、同犯罪で有罪とするかその中に含まれているより小さな犯罪（ ）である第2級謀殺罪で被告人を有罪とできると説示した。陪審は彼を第2級謀殺罪で有罪としたが、この有罪判決は上訴審で破棄された。当裁判所は第1級謀殺罪の起訴にかかわる再公判は二重の危険条項によって禁止されると判示した、被告人は“同犯罪で一たん苦しい試練（ ）を余儀なくされ、そして陪審は彼を有罪とすることを拒否した”からであるというのである。

それ故、【3】ピアス判決で認められた“きれいな石板（ ）”の理由付けは訴追側がその主張を立証できなかったことに陪審が同意するか控訴審が判断したときには常に適用されないのである。

通常の量刑手続きでは、しかし、制定法の最高刑より軽い量刑は“訴追側がその立証に失敗したという趣旨の判断に相当する”と結論することはできない。通常の量刑手続きでは“ルールや基準は事実上存在しない……。”それ故、解決すべき争点はない……。それ故、“量刑判断での……裁判官の裁量は抑制または指針を事実上受けない。裁判官がある範囲内で拘禁刑の期間を選択する権限を有している場合、権限の行使はほとんどその自由に委ねられて（ ）いるからである。

「有罪・無罪の争点に関する公判と類似する死刑の量刑手続きを制定法化することによってミズーリ州は、しかし、訴追側が“その主張を立証したか”どうかを判断することを陪審に明示に要求している。」すでに指摘したように、

、グリーンの両判決も、【3】ピアス判決において依拠された一般的ルールの例外（ ）を述べている。この例外は本件に適用できる、それ故、われわれは、ピアス判決の理由付けをそれとは非常に異なる本件事実に適用することを差し控える。ミズーリ州最高裁の多数意見に対する反対意見の中で首席裁判官 は、申立人が最初の公判で受けた終身拘禁刑の量刑は“死刑を科すのに必要であったどのようなものであれ陪審はすでに被

告人を無罪釈放したこと”を意味していると主張した。われわれはこれに同意する。(445)

有罪か無罪かの争点に関する無罪釈放の評決は、もちろん絶対に終局的である。すなわち、当裁判所を代表してブラック裁判官によって述べられたこの原理の根底にある価値は、被告人は死に値するとの訴追側の主張を陪審が退けたときにも平等に適用できる、すなわち、

“少なくとも英米の法制度に組み込まれているその根底にある考えは、あらゆる資源と権力を有している州は、そのいわゆる犯罪に対し個人を有罪とすることを繰り返し試み、そのことによって彼を困惑、出費および苦しい試練（ ）にさらし、そして彼を不安や不安定の絶えざる状態で生きることを余儀なくさせることは、たとえ彼が無実であるとしても有罪と認められる可能性を高めることと同様に許されないという考えである。”【1】グリーン判決187 188頁。

ミズーリ州の死刑を科せられうる謀殺罪の公判の有罪局面において被告人によって直面された“困惑、出費、および試練”と“心配と不安”は刑事裁判の有罪局面で被告人によって直面されたものと少なくとも同一である。優越的な資源を有する 訴追側 が被告人を疲労困憊（

）させ、そのことによって死刑判決を誤って科すという受け入れ難い高度のリスクは、もし訴追側が究極の刑罰を科すことを陪審に納得させられるさらなる機会を与えられるべきであるというのであれば、存在することになろう。ミズーリ州の合理的疑いの基準の使用は、死刑量刑手続きにおいて“ほぼすべての誤りの危険”を負担するのは被告人でなく州であることを示している。このように見てくると、われわれの本日の判断は、訴追側が申立人の最初の公判で立証しようとしたのと同じ加重事由にも申立人は死刑に値するとの主張を裏付ける新しい証拠を提出していないとの訴追側の主張にも全く依拠していない。“訴追側が収集できたいかなる証拠であれ提供する公正な機会を1度”受けていたのであるから、州にはもう1度それを受ける権利はないことになる。(441 446)

(3) 当裁判所はすでに、刑事裁判で被告人が利用できる保護の多くは死刑事件でミズーリ州によって必要とされたのと類似の量刑審理()で利用できる」と判示していた。「申立人の最初の裁判での量刑手続きは有罪・無罪の問題に関する公判と似ている()」のであるから、二重の危険条項によって提供される保護は陪審によって無罪釈放された者に彼の再公判での死刑に関して彼に利用できる。われわれは、それ故、 251

15 (1919) の理由付けをそれとは全く異なる本件状況に拡大することを差し控える()。』(446)

【パウエル裁判官の反対意見】(バーガ首席裁判官、ホワイ、レンキスト両裁判官同調)

本件は、ある犯罪で有罪とされ量刑を言い渡された被告人が彼の有罪判決を破棄させることに成功した後での二重の危険条項の効力にかかわる。当裁判所は、本件申立人の最初の公判で被告人を終身拘禁刑とする陪審の判断は申立人の2回目の公判で彼に死刑を科すことをミズーリ州は陪審に求めることを阻止すると判示する。私は、このような当裁判所の法廷意見は当裁判所の先例と原理的()に矛盾すると考える。(447)

(1) 二重の危険条項は、それが有罪・無罪の再判断に適用されるのと同じの効力で再公判後の量刑判断に適用されないことは十分に確立している。 251 15

(1919) 以降、有罪判決が破棄された被告人は彼の最初の公判で彼が受けた刑よりも厳しい刑が再公判で科せられうることは十分に確立している。当裁判所は【3】ピアス判決においてこの原理に従った、当裁判所は同判決で“被告人を再度公判に付する権限の付随的結論(

)は、被告人の再度の有罪判決に基づいて、最初の有罪判決後に科せられた量刑より重い可否にかかわらず、どのような量刑であれ合法的に科しうる権限である”と判示した。これとは対照的に、被告人の最初の公判で陪審が第2

級謀殺罪でのみ被告人を有罪と認めた後に第1級謀殺罪で被告人を再度公判に付することができるかが問題である場合、当裁判所は“陪審の評決を第1級謀殺罪の起訴に関する黙示の無罪釈放()と見なし……”二重の危険条項は、それ故、同起訴に関する再公判を禁止していると判示したのである。【1】グリーン判決190頁。

【1】グリーン判決と【3】ピアス判決の各法廷意見の間に若干の緊張関係()があるけれども、これらの判示は矛盾していない。両者は二重の危険条項の法における標識()となっている。当裁判所は各意見を何度も何度も引用し、ピアス判決の再検討には一度も応じていない。実際、その理由付け()は最近の判例で再確認されている。

449 119 135 136 14
(1980) 412 17 24
(1973) 本開廷期でも先に当裁判所は制限なしに()“【1】グリーン判決および【3】ピアス判決で到達された結論の相違は量刑の言い渡しはより重い量刑の黙示の無罪釈放として機能しないという理由に基づいてのみ説明しうる”と述べた。

136 14 特定の刑を科すのは、通常は、より厳しい刑罰の無罪釈放とみなしていない……(強調点付加)しかし、当裁判所は本日、ピアス判決と 判決での無制約の指摘にもかかわらず、グリーン判決の“黙示の無罪釈放”の原理を量刑手続きに適用するのである。

(2) 当裁判所は、ミズーリ州の死刑制定法は死刑を科せられうる謀殺罪の量刑段階への手続きを制定しているとの理由に基づいて、本件での量刑に黙示の無罪釈放の原理を適用するのを正当とする。当裁判所の見解によると、これらの手続きは量刑段階に“有罪・無罪に関する公判の特徴()を付与しており、”そして州(訴追側)は被告人が死刑に値することを立証したかを判断することを陪審に要求している。終身拘禁刑を科すとの最初の公判での判

断は被告人が死刑という刑罰に値することを州は立証できなかったという判断を反映しているという。当裁判所によれば、かかる判断はより厳しい量刑の“無罪釈放（ ）”を黙示しているというのである。

終身拘禁刑に対する陪審の判断を死刑量刑の“無罪釈放”として特徴付けた後で当裁判所は、有罪・無罪の争点を再度公判に付するために適用できる古典的な二重の危険の理由付け【1】グリーン判決187 188頁を引用する、そしてその有罪が全く疑問とされていない者への相当な量刑の再検討に適用するのである。それは記録にある証拠書類の提示なしに（

）死刑が科せられうる謀殺罪における再度の量刑判断での出費、試練、困惑は、有罪・無罪の再度の判断に伴うものと同様に大きいと指摘する。それはまた死刑判決を獲得しようとするミズーリ州の2回目の試みは死刑を誤って科すことにつながると述べる。当裁判所は、それ故、二重の危険条項は申立人に対し再び死刑を求めることをミズーリ州に禁止していると結論するのである。

「本判決は当最高裁が初めて二重の危険条項は有罪・無罪の判断と同様に量刑判断にも適用されると判示したものである。」この2つの間には根本的相違があると今まで考えられていた。

判決；【3】ピアス判決； 判決。私は、これらの先例に固執し、それらが本件を支配すると考える。（ 449）

有罪か無罪かの問題の根底にあるのは客観的真実である、すなわち、被告人は起訴犯罪を構成する行為を実際（ ）犯したのかそれとも犯していなかったのかである。われわれの刑事司法制度は、被疑者が最初に疑われたときから有罪・無罪の判断がなされるときまで事実認定者（ ）は法に従って真実を発見できると考えている。しかし、事実認定者は誤りうる、そして無辜の者が有罪と宣告されることもありうる。これとは対照的に、法は、量刑判断の有効性を評価するのに限定的な基準だけを規定する。量刑判断者の機能（

）は、事実を発見することではなく、彼

が相当と考える当然の報い（ ）を与えることである。絶対的な量刑はない、たとえそれが立法者によって与えられた権限内で正当になされたとしても、量刑判断が正しいか誤っているかを判断する客観的物指し（ ）はない。

このような判断の性格上の差異に照らすと、本件での問題は——当裁判所がそれを組み立てるように——量刑判断がなされる手続きが有罪・無罪に関する判断がなされる手続きと類似するかではない。それよりもむしろ問題は、有罪・無罪に関する無罪釈放を絶対的に最終として考える理由付けは同様に、法によって是認されている最も厳しい量刑よりも軽い量刑を科す量刑判断にも適用されるかどうかである。この問題の適切性（ ）は明らかであり、過去において一貫してなされた回答から当裁判所は逃げる（ ）ことはできないと私は考える。今開廷期の少し前の 判決においてわれわれは“量刑と無罪釈放との間（

）には根本的な相違がある、それらを認めないというのは無罪釈放の特段の重要性（ ）を無視することである”と述べた。449 133

有罪・無罪に関する無罪釈放を絶対的に最終であると考え理由は、法によって是認された最も厳しい量刑（死刑）よりも軽い量刑判断には同様に適用されない、一たん無実であると認定された被告人の再公判は“たとえ無実であるとしても彼は有罪と認定されうる可能性を高める。”【1】グリーン判決188頁。しかし、

412 25においてわれわれは、“より重い量刑の可能性はピアス判決で再公判の合法的付随物（ ）としては認され受け入れられた”と判示した。より重い量刑の可能性は二重の危険条項の下で受け入れられている、一方、有罪・無罪に関する誤りの可能性が受け入れられていないのは、第2回目の陪審の量刑判断は最初の陪審の判断と同様に“正しい”からである。それと同様に、一たん無実と認定された被告人は公判の試練を最後まで（ ）強

制されることはない。しかし、被告人は2度にわたり有罪と認定されたときには量刑の試練に彼は耐えなければならないのは、彼が量刑の試練に耐えなければならないのと同じである。

要するに、私は、黙示の無罪釈放の原理を量刑手続きに適用する当裁判所の理由付けには全く説得力がないと認める。当裁判所は、2度目の死刑量刑に直面するのはそれ以外の量刑に2度直面することより法的意味においてより重い試練に直面すると主張してその結論を正当化しようとするのではない。「死刑判決は、もちろん、それ以外の刑罰とは異なる。このような理由で当裁判所は、第8修正および第14修正のデュー・プロセス条項は“気紛れないし差別的に死刑を科すことを禁止する独自の手続き的保護装置（ ）を規定することを州に要求していると解してきた。」【4】ファーマン判決；【5】グレッグ判決（ 428 153）。しかし、第8修正および第14修正の制約（ ）に従って科せられた死刑は合法的な量刑であり、そしてミズーリ州は必要な手続きを規定している。私は、当裁判所が制定法によって是認されている量刑を、それ以外では合憲として科せられるにもかかわらず、有罪とされた被告人は（危険に）2度直面することを要求されないとして選別する（ ）根拠は二重の危険条項にはないとする。再公判での申立人の試練は、判決および 判決での被告人のそれと異なる、両者はいずれも再度の有罪判決に基づき死刑量刑の可能性に直面していたからである。当裁判所は本日、従前の判決において確立された原理を無視するにすぎない。（ 451 452）

（3）公判での誤りを理由に破棄された後での再度の公判をなぜ二重の危険条項は禁止していないかを説明する過程において、当裁判所は、次のように述べた、すなわち、“公正な裁判を受ける被告人の権利に対応するのは、彼がそのような公判を獲得した後でその有罪が明らかである者を処罰する社会の利益である”というの

である。ミズーリ州は、加重事由のある謀殺罪で有罪とされた者への死刑は相当な刑罰であると判断した。そのようにするミズーリ州の利益は、憲法上保護された被告人の利益に反しない限り、そのような刑罰の強要（ ）をミズーリ州に禁止する憲法上の正当な理由はない。二重の危険条項は、たとえ死刑判決であっても、再公判でのより重い刑を無効とする（ ）ことで有罪とされた被告人の利益を保護することではない。それ故、私は反対する。（ 452 453）

【研究】 1 本判決は、謀殺罪でミズーリ州で起訴され50年間の仮釈放のない終身拘禁刑を言い渡された被告人（ ）が種々の理由で裁判のやり直しを求めていたところその申立ての係属中に合衆国最高裁が女性の陪審員の自動的排除を認めるミズーリ州法を違憲であるとの判断を下した。そこで があらためて裁判のやり直しを求めたところ新たに選出された陪審が同一の事実を認定したうえで死刑を言い渡し州段階でこれが確定した事案につき、二重の危険を禁止する合衆国憲法第5修正に違反するとして原判決を破棄したものである。

本判決を理解するうえで欠かせない先例であるグリーン、ピアス両判決をひとまず順次やや詳細に検討しておく。論述の便宜上、先にピアス判決を取り上げる。

2 （1）合衆国最高裁は1969年6月23日の【2】ベントン判決¹⁾において初めて第5修正の二重の危険条項は「第14修正のデュー・プロセス条項を介して州に適用できる」と判示した。そして同じ日に言い渡された【3】ピアス判決²⁾において服役中に最初の有罪判決が憲法違反を理由に破棄された後での再公判で再び有罪とされて当初より重い刑を科せられた事案につき、すでに服役した刑期を考慮することなく重い刑を科したのは第5修正の二重の危険条項および第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとして次のように判示した、すなわち、「この（二重の危険禁止の）保障は3つの別個の憲法上の

保護から成る。それは無罪後の同一の犯罪に対する再度の訴追を禁止する。それは有罪後の同一の犯罪に対する再度の訴追を禁止する。そしてそれは同一の犯罪に対する多重処罰を禁止する。」この最後の禁止は、やり直し裁判後に同一の犯罪に対し刑を科す際にすでに耐え忍んだ（ ）刑を憲法上考慮しなければならないかという問題に当然かわりがある。同一の犯罪に対する新たな有罪判決後に刑を科すに当たりすでに強要（ ）された刑が十分考慮されて（ ）いないとき、このような憲法上の保障が侵害されたことは明らかである。同一の犯罪に対する新たな有罪判決に関して刑を科すに当たりすでに強要された刑期は十分“考慮”されなければならない、このことは同一の犯罪に対する加重処罰を禁止する憲法の絶対的な要求である。被告人が新公判で無罪となれば、彼が刑務所で過ごした年月を取り戻す方法はない。しかし、再び有罪とされたのであれば、新たにどのような刑が科せられるにせよ、それらを差し引くことによって、そのような年月は取り戻すことができるし、また取り戻されなければならない。（ 717 719）

古くから確立した憲法上の原理によれば、二重の危険禁止の保障は再度の有罪判決時に科せられる刑期に制約を課していないことは明らかである。この“憲法上十分に確立している”法理の根拠については様々の言葉で表現されているが、それは結局、最初の有罪判決は被告人の要請で完全に無効とされ石板がきれいになった（ ）という事実に基づいている。有罪判決は現に破棄されたのであり、最初の判決の未了部分（ ）が服役されることは一切ない。新公判の結果、無罪となるかもしれない。しかし、結局、有罪ということになれば、憲法上の二重処罰の禁止規定によって、当該犯罪に対し合法的な単一の刑罰を科すことが制限されるということとはできない。（ 719 721）

われわれは本件で、既存の量刑の加重でなく全く新しい裁判後に全く新しい刑を科すことを問題にしている。最初の有罪判決が破棄された

後で再審理される人は無罪とされるかもしれない。有罪となれば、彼は最初に科せられた刑より短期の刑を受けるかもしれないし長期の刑を受けるかもしれない。また同一の刑を言い渡されるかもしれない。それは各別の裁判に特有な不確定要素（ ）の組み合わせによる。本件の問題を平等保護の枠組に合わせようとするのは余りにも牽強付会（ ）で道理に合わない。（ 722 723）

われわれは、それ故、二重の危険の規定も平等保護条項も再度の有罪判決に基づきより重い刑を科すことを絶対的に禁止するものではないと判示する。しかし、本件各事案におけるように、最初の有罪判決が憲法上の誤りを理由に取り消された場合、そのような重い刑を科すのは憲法上の権利を行使した人にペナルティを課すことであり明らかに憲法に違反する。また最初の有罪判決が憲法以外の誤りを理由に取り消されたとしても、制定法上の上訴または副次的救済の権利を行使して成功した被告人にペナルティを科すことは、それに劣らず（ ）デュー・プロセスに反する。裁判所には“上訴に対価を要求する権利はない。被告人の上訴権は自由で拘束のないものでなければならない。”「最初の有罪判決への攻撃に成功した被告人への報復のおそれがあれば、被告人は憲法上の上訴や副次的攻撃の権利行使をためらうことになりかねない、そのような報復的動機（

）が量刑裁判官にあることを被告人が懸念する必要のないことをデュー・プロセスは命じているのである。」（ 723 725）

（2）合衆国最高裁はピアス判決より一昔前の1957年の【1】グリーン判決³⁾において第1級謀殺罪で起訴された被告人が第1級または第2級の謀殺罪での有罪認定が可能であるとの陪審への説示の下で第2級謀殺罪で有罪とされたが同判決の上級審での破棄後に改めて当初の第1級謀殺罪で起訴され死刑判決を言い渡された事案につき、第5修正の二重の危険条項に違反するとして次のように判示した、すなわち、憲法の“二重の危険”禁止は同一の犯罪で重ねて有罪の危険（ ）にさらされないよう個人を

保護することを目的としている。ブラックストーンは“前の無罪判決（ ）ないし以前の無罪（ ）の抗弁（ ）は、何人も同一の犯罪につき重ねてその生命の危険にさらされないという英国のコモン・ローの普遍的格言に基づいている”と記している。これと事実上同一の見解が当裁判所のランゲ判決（ 18 163 169）によって採用された。すなわち“コモン・ローは同一の犯罪に対する2度の処罰を禁止しただけでなく、彼が以前の裁判において無罪とされたか有罪とされたかを問わず、同一の犯罪についての2度目の裁判を禁止している”というのである。この根底にあるのは、あらゆる資源と権限を有する国家（ ）は個人を犯罪で有罪とする試みを繰り返すことによって、その個人に困惑、出費、試練に耐えることを強制し、たとえ無実であるとしても不安定な状態で生活し続けることを強制することは許されるべきではないという考えである。（ 187 188）

このような哲学に従って、無罪の評決は終局的（ ）であり被告人の危険を消滅させる（ ）、たとえ“何らかの判決が伴っていない”ときであっても、その後の同一犯罪についての訴追は第5修正の下で禁止されるということが古くから確立したのである。われわれは以下に述べる理由で、本件での第1級謀殺罪に関する第2回目の裁判は憲法に違反してグリーンを同一の犯罪について重ねて危険に置いたことになると結論する。（ 188 190）

グリーンは最初の裁判で第1級謀殺罪につき有罪とされる直接の危険にさらされた。陪審が後に彼を有罪としたその罪状でいったん苦しい試練にさらされた（ ）のである。第1級謀殺罪で有罪とするか第2級謀殺罪で有罪とするかの選択肢を与えられた陪審は後者を選択した。わが国の大多数の判例は、このような状況下での陪審の評決を第1級謀殺罪についての黙示の無罪と考えてきた。しかも陪審は第1級謀殺罪につき無罪とただけでない。陪審はそれに関する明示の評決なしに、かつグリーンの同意を得ることもなく解散させられた

のである。陪審は評決を下す十分な機会を与えられていたものであり、それを妨げる特段の事情はなかった。それ故、従前の確立した二重の危険の原理の下では、グリーン第1級謀殺罪についての危険は陪審が解散させられたときに終了したのであるから、彼をその犯罪で再び審理できないことは明らかである。（ 190 191）

ハウムズ裁判官はケプナー判決（ 195 100 135）において、被告人が控訴等で何度審理されたかにかかわらず事件が最終的に決着するまで1つの継続的危険だけ（ ）が存在すると主張した。しかし、かかる見解は当裁判所によって否定された。政府（訴追側）はハウムズ裁判官のケプナー判決での反対意見と類似の理由に基づき、グリーンは控訴によって当初の危険を延長したのであるから破棄差し戻し後にグリーンを第1級謀殺罪で審理しても新しい危険にさらされたことにはならないと主張する。このような主張も支持できない。グリーンは第1級謀殺罪で有罪とされていないし、その犯罪は彼の控訴にも含まれていなかったからである。

ハウムズ裁判官の継続的危険の理論が当裁判所の他の裁判官によって支持されたことは一切なかった。同一の犯罪につき重ねて危険にさらされないという憲法上の二重の危険禁止条項の権利は、わが社会における重要な安全装置（ ）で大きな犠牲を払って獲得されたものであるから大いに尊重され（

）続けられるべきものである。そのような大きな憲法上の保護が限定的でしお適用されると、その意義の大半はなくなる。第1級謀殺罪に関する の2回目の裁判は第5修正の文言および精神に反するという結論を差し控えるべきであるとは思われない。（ 197 198）

(3) いずれにせよ重要なのは合衆国憲法第5修正の二重の危険条項の適用が州の刑事事件でも直接問題となるのは【2】ベントン判決が言い渡された1969年6月23日以降のことであり、それ以前の関連判例については一般的なデュー・プロセス条項とのかかわりが直接問題となるにすぎないため、やや複雑であり理解が困難

な事例も少なくないことである。それらについては別途詳論することとし、本判決を正確に把握するには事実関係を踏まえた上での先例としてのグリーン、ピアス両判決の検討が欠かせないことだけを強調しておく。

3 ところで、周知のように合衆国最高裁は1972年の【4】ファーマン判決⁴⁾において、謀殺罪で死刑が確定していた3事件を争点類似事件として一括審議し、これら事案において各被告人は恣意的に選別され死刑の判断を「裁判官または陪審の自由な裁量に委ね」られていたことを理由に第8修正および第14修正に違反すると判示した。同判決は裁判所による匿名意見 (*per curiam opinion*) であり、右結論を明示するにとどまったが、9裁判官全員が詳細な賛否の個別意見を述べ、とりわけブレナン、マーシャル両裁判官は最高裁判事としてはじめて緻密な死刑論を展開したため、わが国でも大いに注目された。

ファーマン判決は合衆国最高裁による初めての違憲判決であり、その射程距離が問題になった。もっとも、第8修正違反と断じているのはブレナン、マーシャル両裁判官のみであり、ダグラス、ホワイ、スチュアートの3裁判官は、要するに、被告人ファーマンらは「恣意的に選別され」有意味な判断基準が示されないまま死刑を言い渡されたのであるから「雷に打たれた」と同様に“残虐で異常な刑罰”を科せられたことになるとして同調したにとどまる。ただ、各州はファーマン判決に拘束されるためそれ以前の死刑制定法の全面的な見直しに全米の死刑存置州が着手したのである。

そして合衆国最高裁は4年後の【5】グレッグ判決⁵⁾において、ファーマン判決に従って法を改正して死刑の判断基準について詳細な規定を設けたものの、従前と同じく謀殺罪等の犯罪類型については死刑を保持しているジョージア州法の下での死刑判決を第8修正に違反しないとした。アメリカ社会の大半が死刑を相当かつ必要な制裁であると考えているのはファーマン判決後の各立法府の対応から明白であり、死刑

の絶対的禁止を要求しているものと第8修正を解釈すべき時期が到来しているとする“品位の発展的基準 (the evolving standards of decency)”に立脚した主張はその前提が崩れている、また量刑宣告機関への相当な情報および指針の提供によってファーマン判決の要求は満たされており、もはや裁判所は従前のように気まぐれに死刑を言い渡すことはできないというのである。

このような状況下に本判決は再公判での死刑判断に重要な歯止めをかけたことになる。

4 このように見てくると本判決の意義は明らかと思われる。さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、第5修正の二重の危険禁止条項の量刑手続きへの適用を明示したことにある。合衆国最高裁は1937年のパルコ判決⁶⁾において、第1級謀殺罪で起訴され第2級謀殺罪で有罪とされて終身刑が言い渡されたにもかかわらず被告人の自白を排除した点において検察側に不利であった等の理由で裁判のやり直しが認められ改めて第1級謀殺罪で有罪と認定されたうえ死刑を言い渡された事案につき、同一の犯罪につき第5修正の二重の危険にさらされたとする被告人の主張を退けているだけに注目されるのである。

第2、本判決が再公判での死刑判決を二重の危険違反を理由に破棄した事案であることも興味深い。合衆国最高裁は死刑判決の合憲性を明示した【5】グレッグ判決以降も死刑の合憲性を維持しつつ、次第に死刑の適用範囲を限定している。コカ判決⁷⁾は、成人女性への強姦に対する死刑は余りにも不均衡で第8修正に反するとした。そして2002年のアトキンズ判決⁸⁾では精神遅滞犯罪者への死刑につき、2005年のロパ判決⁹⁾では少年犯罪者への死刑につき、さらに2008年のケネディ判決¹⁰⁾では児童に対する強姦犯罪者への死刑につき、いずれも第8修正違反と判示しているのである。

第3、本判決の法廷意見には死刑自体を違憲とするブレナン、マーシャル両裁判官のほかスティヴンズ裁判官などのいわゆるリベラル派が

加わり、他方、反対意見にはバーガ、レンキスト裁判官などいわゆる保守派の裁判官が加わっていることも注目されてよい。究極の死刑にかかわる判決については最高裁の中でも意見が真向から対立する事案も少なくない、本判決もその一例と考えることは十分に可能であろう。

そして最後に、とりわけ重要なのは当初の終身刑をやり直し裁判で死刑とするのは二重の危険に反するとの視点である。

やや文脈を異にするとはいえ、近く裁判所の判断が示される見込みの名張毒ぶどう酒再審請求事件では第1審（津地裁）の無罪判決を控訴

審（名古屋高裁）が破棄したうえ死刑判決を言い渡し最高裁がこの死刑判決を維持したという特異な経緯がある。わが国では判決の確定に至るまで二重の危険禁止の法理は適用されないが、本判決を契機にデュー・プロセスの観点から名張毒ぶどう酒事件の問題点を検討する必要があるように思われる。

もっとも、本判決の多数意見がその根拠とした最近の判決等については未だ正確に把握していないので、問題点を指摘するにとどめ、いずれも今後の課題としたい。

注)

- 1) 395 784 (1969)
- 2) 395 711 (1969)
- 3) 355 184 (1957) 以上につき、小早川義則『共謀罪とコンスピラシー』315頁以下（成文堂、2008年）。
- 4) 408 238 (1972)
- 5) 463 153 (1976) ファーマン、グレッグ両判決につき詳しくは、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』59頁以下（成文堂、2006年）。
- 6) 302 319 (1937) 本判決につき詳しくは、小早川義則「被告人の証人適格」名城ロースクール・レビュー第30号（2014年5月刊予定）。
- 7) 433 584 (1977)
- 8) 536 304 (2002)
- 9) 543 551 125 1183 (2005)
- 10) 108 2641 (2008) 以上につき、小早川義則『裁判員裁判と死刑判決（増補版）』247頁以下（成文堂、2012年）。

（2014年2月1日稿）